

令和 2 年 第 3 回
上小阿仁村議会定例会

会 議 録

令和 2 年 6 月 1 0 日 (開会)

令和 2 年 6 月 1 2 日 (閉会)

日程第5 議案第1号 上程・採決

○議長（伊藤敏夫） 次に日程第5 議案第1号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長、齊藤幹雄君。

○住民福祉課長（齊藤幹雄） 提出議案の1ページをお開きください。

議案第1号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により別記のとおり報告し承認を求めるものであります。次のページをご覧ください。

専決第3号

専決処分書

上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により別記のとおり専決処分する。

令和2年3月31日専決

改正の内容は3ページからとなります。

地方税法等の一部改正に伴い関係する規定を整備するものであります。

住民税関係では、未婚の1人親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し、固定資産税関係では、所有者不明措置等に係る固定資産税の課題での対応、その他地方税法等の一部改正に伴う項ずれや字句の整備などが主なものとなっております。

この条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

なお、一部改正の適用時期は内容によって異なっており、地方自治法等の規定に基づき附則に定めた時期となっております。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。

はい、2番、佐藤真二君。

○2番（佐藤真二） 専決処分の件で、私が一般質問したところ村長に質問させてもらいます。1号から4号までの専決処分ですけれども、3月31日と4月24日になっています。私、専決処分に関しては、先輩議員から直近の議会で報告しなければならないと前に聞いたのです。直近の議会というのは5月の臨時議会があったので、臨時議会するときではなかったのかと思ったら、5月15日調べたら臨時会するときも専決処分がちゃんと出ているのです。

3月31日、3月24日、これがなぜ違うのか。第179条で、提出は村長の権限でありますので、これは内容は構いません。何か理由があって違うのかと思って条例を調べたのですが、やはりそこには区分けする条例はないので、ただ、

次の議会に報告すると第3項に書いてあります。ですから3月31日では、次の臨時議会は5月15日ですので、本来であれば5月15日に報告がなされていなければならないはずですが。これが3月31日以降5月15日前にやられてあるのであれば、何が違うのか、これがここまで延ばしたのか。そこをちょっと知りたいと思います。

もし、理由があつて、理由があるというのは私調べようがない。それとこれは違うのです。違うのが3月31日と5月15日の臨時議会で報告されたのは予算が絡んでいます。ただ予算が絡んでいなければ後でもいいという、そういう中味も調べようがなかったのも、もしそういう理由があつていつでもいいのですというのであれば、その理由を説明してください。

内容に関しては別に異議はありません。これが、なぜ3月31日が前にもあつて今回また別の3月31日で、直近の議会でなくて今回出たのか、その理由を説明願います。

この提案は村長でありますので、村長に答弁を求めます。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤敏夫) 暫時休憩します。

14時25分

○議長(伊藤敏夫) 再開します。

14時25分

○議長(伊藤敏夫) はい、中田村長。

(中田吉穂村長 登壇)

○村長(中田吉穂) 佐藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

本来であれば5月の臨時議会に提出し、報告するべきものであったというふうに思われますけれども、中味を精査する、その時間が足りなかったということで、5月の臨時議会には間に合わなかったということで、今回、6月議会に遅れたということですので、ご了解をお願いいたします。

○議長(伊藤敏夫) はい、佐藤真二君。

○2番(佐藤真二) おおよそそうであろうかと思われま。ただ、3月31日に決裁されているはずなのに、5月15日までに書類をそろえない、そして、もしかしたら、本来疑うわけではありませんが、3月31日に果たして本当に専決なっていたかという疑いも出てきます。そういうふうに疑われるようなことになってしまいますので、できれば、大変でしょうが、やはり直近の議会に出していただき。3月31日決裁して、そして5月15日までは1カ月半もあります。その間に書類はそろえないというのは、おかしいことですので、逆に言えばそれまでに揃っていなかったと、本来であれば、本当に3月31日専決

されていたのかという疑いも出てきますので、こういうことはないようにしていただきたい。

そしてまず、申し訳ないけれども、一言追加させていただければ、やはりここに副村長という役場の方々へのこういう姿勢になるのではないか、是非、あと2日しかありませんが追加議案で副村長そして監査委員を出していただきたい。やはり村長、一応わかっていると思いますが、職員が一番大変であります。

是非、こういうことを管理して、今回は無理でも9月の議会までは用意していただきたいと思います。

次はこういうことがないようにお願いします。

○(伊藤敏夫) はい、中田村長。

○村長(中田吉穂) 大変申し訳ございませんでした。次から気をつけさせていただきます。すみませんでした。

○議長(伊藤敏夫) 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤敏夫) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

採決

○議長(伊藤敏夫) 議案第1号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての承認を求める件を採決いたします。

本案は、討論を省略し、報告どおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本案は報告のとおり承認されました。

日程第6 議案第2号 上程・採決

○議長(伊藤敏夫) 次に日程第6 議案第2号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長(齊藤幹雄) 提出議案の15ページをお開きください。

議案第2号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により別記のとおり報告し承認を求めるものであります。

次のページをご覧ください。

専決第4号

専決処分書

上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条

第1項の規定により別記のとおり専決処分する。

令和2年3月31日専決

次のページをご覧ください。

改正の内容につきましては、基礎課税額に係る税額課税限度額を現行の61万円から63万円に引き上げること。介護納付金課税額に係る課税限度額を現行の16万円から17万円に引き上げること。課税基準となる被保険者1人当たりの額を5割軽減については現行の28万円を28万5,000円に、2割軽減については現行の51万円を52万円に引き上げるものです。

この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

採決

○議長（伊藤敏夫） 議案第2号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について承認を求める件を採決いたします。

本案は、討論を省略し、報告どおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は報告のとおり承認されました。

日程第7 議案第3号 上程・採決

○議長（伊藤敏夫） 次に日程第7 議案第3号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田村秀幸） 議案第3号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により別記のとおり報告し承認を求めるものでございます。

19ページをお願いします。

専決第5号

専決処分書

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により別記のとおり専決処分する。

令和2年3月31日の専決であります。

20ページをお願いします。

改正内容でございます。第 6 条第 2 項中「行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第 3 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改めるものであります。

説明は以上でございます。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

採決

○議長（伊藤敏夫） 議案第 3 号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分報告について承認を求める件を採決いたします。

本案は、討論を省略し、報告どおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は報告のとおり承認されました。

日程第 8 議案第 4 号 上程・採決

○議長（伊藤敏夫） 次に日程第 8 議案第 4 号 上小阿仁村職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田村秀幸） 議案第 4 号 上小阿仁村職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

上小阿仁村職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により別記のとおり報告し承認を求めるものでございます。

次のページをお願いします。

専決第 6 号

専決処分書

上小阿仁村職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別記のとおり専決処分する。

令和 2 年 4 月 24 日の専決であります。

23 ページをお願いします。改正内容でございます。

施設の休業に伴いやむを得ず休職となる会計年度任用職員がいることから、休職に関する規定を追加するものであります。

第 2 条として、職員が法第 28 条第 2 項に規定する場合のほか、感染症拡大防止や施設の不具合等のため、勤務する施設が休業となる場合においては、真

にやむを得ない場合には、当該職員を休職することができると規定しております。

説明は以上でございます。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

採決

○議長（伊藤敏夫） 議案第4号 上小阿仁村職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について承認を求める件を採決いたします。

本案は、討論を省略し、報告どおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は報告のとおり承認されました。

日程第9 議案第5号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 次に日程第9 議案第5号 令和2年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。はい、総務課長。

○総務課長（田村秀幸） 今度は定例会提出予算関係議案をお願いします。

議案第5号 令和2年度上小阿仁村一般会計補正予算であります。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,454万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億3,548万8,000円とするものであります。

5ページをお開きください。

第2表 地方債補正であります。補正後の限度額を360万円減額し、補正後の限度額を5,760万円としております。これは過疎対策事業の申請額に基づくものであります。

10、11ページをお開きください。歳入であります。主なものをご説明いたします。

13款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金 3,303万5,000円の追加です。これは1節 総務管理費補助金で、社会保障・税番号制度システム整備事業費補助金が220万8,000円。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が3,082万7,000円であります。

14款 県支出金 2項 県補助金 4目 農林水産業費県補助金 2節 林業費補助金401万7,000円の減額です。これは新型コロナウイルスの影響によ

って事業を中止したことによるものです。

15 款 財産収入 2 項 財産売払収入 1 目 不動産売払収入 3 節 素材売払収入 1,571 万 4,000 円の減額。これも事業の中止によるものでございます。

17 款 繰入金 2 項 基金繰入金 1 目 財政調整基金繰入金 256 万 2,000 円の追加です。これは補正予算の財源として基金を取り崩すものあります。

12、13 ページをお願いします。

20 款 1 項 村債 2 目 過疎対策事業債 360 万円の減額です。先ほど地方債補正で説明したとおり過疎対策事業の申請に基づいたものでございます。

14、15 ページをお願いします。歳出の主なものを説明いたします。

2 款 総務費 1 項 総務管理費 2 目 文書広報費 343 万 3,000 円の追加です。これは主に 18 節 中間サーバー・プラットフォーム負担金 220 万 8,000 円で、マイナンバーを管理する中間サーバーの維持費であります。6 目 企画費 750 万円の減額。上小阿仁プロジェクトの中止によるものです。8 目 自治振興費につきましては、移動販売車両並びにそれに伴う諸経費を委託料として、予算を組替えするものであります。

20、21 ページをお願いします。

6 款 農林水産業費 2 項 林業費 3 目 造林費 415 万 8,000 円の追加。これは素材生産事業に代わる保育間伐事業であります。4 目 造材事業費 1,855 万 5,000 円の減額。これは素材生産事業の中止によるものです。

次のページをお願いします。

7 款 1 項 商工費 1 目 商工振興費 2,166 万 6,000 円の追加。これは 18 節 負担金補助で、主なものは新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援給付金でございます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 5 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 10 議案第 6 号から日程第 14 議案第 10 号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 次に日程第 10 議案第 6 号 令和 2 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算についての件から、日程第 14 議案第 10 号 令和 2 年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについての件までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤幹雄） 予算関係議案の 31 ページをご覧ください。

議案第6号 令和2年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
令和2年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ171万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,377万4,000円とするものであります。

内容につきまして、38ページ、39ページをご覧ください。歳入でございます。

4款 県支出金 1項 県補助金 1目 保険給付費等交付金 2節 特別交付金32万1,000円の増額は、特別調整交付金、傷病手当金の増額であります。

6款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会計繰入金 3節 職員給与等繰入金139万6,000円の増額は、人事異動に伴う職員人件費の補正であります。

次に40ページ、41ページをご覧ください。歳出でございます。

1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費139万6,000円の増額であります。2節 給料 3節職員手当等 4節 共済費は、人事異動に伴う職員の人件費の補正であります。

2款 保険給付費 5項 傷病手当金 1目 傷病手当金 18節 負担金補助及び交付金32万1,000円の増額は、新型コロナウイルス感染者及び疑い者に対し、傷病手当金が適用になったため、その費用を追加するものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤敏夫） 診療所事務長、中島英樹君。

○診療所事務長（中島英樹） それでは同じく予算関係議案の45ページをお開きください。

議案第7号 令和2年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算

令和2年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ191万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,646万6,000円とするものでございます。

内容につきましては52ページ、53ページをお開きください。歳入でございます。

3款 繰入金 1項 繰入金 1目 繰入金191万2,000円の増額です。これは1節 繰入金で、一般会計からの繰入金でございます。

54 ページ、55 ページをご覧ください。歳出でございます。

1 款 総務費 1 項 施設管理費 1 目 一般管理費 42 万円の減額でございます。1 節 報酬 2 節 給料 3 節 職員手当等 4 節 共済費とも人事異動による人件費の減額でございます。10 節以降は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に関連するものでございます。10 節 需用費 22 万 8,000 円の増額でございます。14 節 工事請負費 225 万 5,000 円の増額でございます。17 節 備品購入費 130 万 7,000 円の増額でございます。

2 款 医業費 1 項 医業費 1 目 医業費 233 万 2,000 円の増額でございます。17 節 備品購入費でございます。こちらも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関連するものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤敏夫） 次に産業課長兼建設課長。

○産業課長兼建設課長（加藤浩二） 同じく 59 ページをご覧ください。

議案第 8 号 令和 2 年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）であります。

令和 2 年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 239 万 9,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,419 万 9,000 円とする。

内容につきましては、66 ページ、67 ページをお願いいたします。歳入となります。2 款 繰入金 1 項 繰入金 1 目 一般会計繰入金が 150 万円の追加。2 目 基金繰入金が 89 万 9,000 円の追加となっております。

次のページをお願いいたします。歳出となります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費につきましては、人事異動に伴います職員人件費の補正であります。2 目 施設管理費 189 万 8,000 円の追加であります。工事請負費につきましては、故障した汚泥貯留槽攪拌器の交換工事を実施するために追加するものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤敏夫） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤幹雄） 同じく予算関係議案の 73 ページをご覧ください。

議案第 9 号 令和 2 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算

令和 2 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算は次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 337 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 9,843 万 7,000 円とする。

内容につきましては 80 ページ、81 ページをご覧ください。歳入でございます。

5 款 県支出金 2 項 県補助金 1 目 地域支援事業交付金 2 節 過年度分 124 万 4,000 円の増額と 2 目 地域支援事業交付金 2 節 過年度分 49 万 4,000 円の増額は、令和元年度分の交付金が年度内に執行されず、県予算の執行が、令和 2 年度分からの執行とされたために増額になります。

7 款 繰入金 1 項 一般会計繰入金 4 目 その他一般会計繰入金 2 節 その他一般会計繰入金 511 万円の減額は、人事異動に伴う職員人件費の補正であります。

9 款 諸収入 3 項 雑入 1 目 雑入 2 節 雑入 2,000 円の増額は村が支払う地域支援事業交付金、国庫補助分の返還に伴う延滞金を、県の責務で負担するものであります。

次のページ 82 ページ、83 ページをお開きください。歳出であります。

3 款 地域支援事業費 1 項 介護予防・日常生活サービス事業費 1 目 介護予防事業費 347 万 3,000 円の減額であります。2 節 給料 3 節 職員手当等 4 節 共済費は人事異動に伴う職員人件費の補正であります。2 項 包括的支援事業・任意事業費 1 目 包括的支援・任意事業費 163 万 7,000 円の減額であります。2 節 給料 3 節 職員手当等 4 節 共済費は、人事異動に伴う職員人件費の補正であります。

6 款 諸支出金 2 項 一般会計繰出金 1 目 一般会計繰出金は、歳入の地域支援事業交付金の過年度分を一般会計へ繰り出すものであります。3 項 補償、補填及び賠償金 1 目 補償、補填及び賠償金 21 節 補償、補填及び賠償金 2,000 円は、村が支払う地域支援事業交付金の国庫分について返還するに伴う延滞金であります。先ほど説明したように県が負担するものであります。

以上であります

○議長（伊藤敏夫） 総務課長。

○総務課長（田村秀幸） 定例会提出議案に戻ります。24 ページをお願いします。

議案第 10 号 令和 2 年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについてであります。

令和 2 年度上小阿仁村下水道事業特別会計は、施設整備費分として、令和 2 年度上小阿仁村一般会計から繰入れる額を 150 万円増額し、3,169 万 2,000 円以内とすることについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由として、地方財政法第6条の規定により、この議案を提出するもの
でございます。

以上です。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第6号から議案第10号まで、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第15 議案第11号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 次に日程第15 議案第11号 会計年度任用職員の給与
及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたし
ます。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田村秀幸） 議案11号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を
別記のとおり提出する。

提案理由でございます。

施設の休業に伴い、休職となっている会計年度任用職員へ休業手当と同等の
報酬を支払うことができるようにするため、この条例案を提出するものでござ
います。

26ページをお開き願います。

改訂内容でございます。休職者の給与として第30条 会計年度任用職員が
上小阿仁村職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例第2条に掲げる事
由に該当して休職されたときは、その休職の期間中これに給与若しくは報酬の
100分の80を支給するものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和2年5月1日から適用す
るというものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第11号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第16 議案第12号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 次に日程第16 議案第12号 上小阿仁村国民健康保険

条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤幹雄） 同じく提出議案の 27 ページをご覧ください。

議案第 12 号 上小阿仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
上小阿仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例を、別記のとおり提出する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する規定を整備する必要があるため、この条例案を提出するものであります。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われる症状がある場合において、労務に服することができず、給与等の全部又は一部を受けとることができない場合、傷病手当金を支給するものであります。

この条例は、公布の日から施行し、令和 2 年 1 月 1 日から適用するものであります。

以上であります。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 12 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 17 議案第 13 号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 次に日程第 17 議案第 13 号 上小阿仁村介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤幹雄） 同じく提出議案の 30 ページをご覧ください。

議案第 13 号 上小阿仁村介護保険条例の一部を改正する条例について
上小阿仁村介護保険条例の一部を改正する条例を、別記のとおり提出するものであります。

提案理由

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴い、条例の一部を改正する必要があるため、この条例案を提出するものであります。

内容につきましては、昨年度に引き続き消費税を財源とする低所得者の介護保険料軽減強化として、第 1 階層から第 3 階層までの令和 2 年度の介護保険料を軽減するものであります。この改正により令和 2 年度の介護保険料の年額は第 1 階層が 2 万 6,100 円から 2 万 880 円に。2 階層が 4 万 3,500 円から 3 万

4,800 円に。3 階層が 5 万 460 円を 4 万 8,720 円となります。

この条例は、公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用するものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 13 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 18 議案第 14 号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 次に日程第 18 議案第 14 号 上小阿仁村後期後継者医療に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤幹雄） 同じく提出議案の 32 ページをお開きください。

議案第 14 号 上小阿仁村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

上小阿仁村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を、別記のとおり提出するものであります。

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する規定を整備する必要があるため、この条例案を提出するものであります。

内容につきましては、国民健康保険と同様に新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われる症状がある場合において、労務に服することができず、給与等の全部又は一部を受けることができない場合、傷病手当金の支給対象にするものであります。

この条例は、公布の日から施行し、令和 2 年 1 月 1 日から適用するものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤敏夫） ただいまの説明に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 14 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 19 議案第 15 号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 次に日程第 19 議案第 15 号 村道路線の廃止及び認定

についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。産業課長兼建設課長。

○産業課長兼建設課長（加藤浩二） 34 ページをお願いいたします。

議案第 15 号 村道路線の廃止及び認定について

村道路線を次のとおり廃止及び認定するため、道路法第 10 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

記

廃止する路線 路線名、長信田羽立線 起点が上小阿仁村仏社字松台。終点、上小阿仁村堂川字下夕川原 路線延長が 1,865.40mであります。

認定する路線 路線名、長信田羽立線。起点、上小阿仁村仏社字松台。終点、上小阿仁村仏社字羽立台。路線延長が 1,739.10mでございます。

提案理由

上小阿仁橋の撤去に伴い、同路線の終点を変更し、路線の廃止及び認定を行うため、この議案を提出するものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤敏夫） ただいまの説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 15 号は総務産業常任委員会に付託します。

日程第 20 陳情 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 次に日程第 20 陳情の件を議題といたします。

本定例会において受理した陳情は、お手元に配布の陳情文章表のとおりでありますので、総務産業常任委員会に付託いたします。

散 会

○議長（伊藤敏夫） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

15 時 08 分 散会